

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年6月11日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

せたがや梅まつりの実施に伴う会場設営・撤去委託業務

(2) 業務内容

本業務は、せたがや梅まつりの開催にあたり、来場者の安全を最優先に確保し、地域住民や周辺事業者、公道利用者等への影響を最小限に抑え、コンテナハウスやテント等の仮設物を設営、撤去するものである。

せたがや梅まつりは1日最大約5万人、期間中延べ約50万人を超える来場者が訪れる、区内でも最大規模のイベントであり、長期に渡り公共の区立公園内に仮設建築物を設置するなど、公園の一部を占用し、通常の公園運営と並行して本業務を履行するため、公園管理者の意向を調整し、その都度柔軟に対応していくことが求められる。また、履行場所が公共の区立公園内であることから、一般の公園利用者の安全・利便性に最大限の注意を払い、区が指定したコンテナハウスのリース等、特別な資材を調達する必要がある。併せて、仮設建築物を設置するにあたり、法令に則り、まつりの開催前に確実に建築確認申請等必要な手続きを完了させておく必要がある業務である。

(3) 履行期間（予定）

令和7年8月下旬～令和8年3月上旬まで

仮設建築物等の設計等業務委託：令和7年8月下旬～令和8年2月上旬

設営：令和8年1月中旬～2月上旬

撤去：令和8年3月上旬

※せたがや梅まつりは2月上旬～3月上旬に開催予定

2. 参加資格要件

企画提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「催事関係業務」の共同運営格付がAまたはBの者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がない者
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てをしていないこと
- (6) 令和2年度以降、イベントにおいてコンテナハウス20台以上を設置した実績を有すること。

- (7) せたがや梅まつりの実施に伴う会場設営・撤去委託事業者選定委員会が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

【委員の構成】

北沢総合支所長 柳澤 純

北沢総合支所地域振興課長 生垣 明

北沢総合支所街づくり課長 丸山 寛樹

北沢総合支所地域振興課地域振興・防災担当係長 富田 洋平

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を郵送にて通知する。

通知日時：令和7年6月26日（木）

4. 企画提案書を特定するための評価基準

参加表明書、企画提案書を基に、下記の項目に従い採点を行う。総合点の高い順に選定順位を決定する。

- (1) 企業実績
- (2) 本業務全体に対する取組方針
- (3) 実施体制・作業工程表
- (4) 会場の設営・撤去について
- (5) 仮設建築物としてのコンテナハウスの安全対策及び設計業務の対応について
- (6) 事故・天候等における緊急対応について
- (7) 研修実績等について
- (8) 業務に対する提案・改善策
- (9) 見積金額

5. 手続き等

- (1) 担当部課

〒155-8666 東京都世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール8F

世田谷区北沢総合支所地域振興課地域振興・防災 担当：増井

電話：03-5478-8028 / FAX：03-5478-8004

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間：令和7年6月11日（水）～令和7年6月25日（水）午前9時～午後5時
（※土曜・日曜・祝休日を除く）

- ②場所及び方法

上記5.（1）担当部課において配布または世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→文化・スポーツ・生涯学習→せたがや梅まつりの実施に伴う会場設営・撤去委託業務のプロポーザルの実施について

- (3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

- ①提出期限：令和7年6月25日（水）午後5時（必着）
- ②場所：上記5（1）担当部課
- ③方法：持参または郵送（書留、または配達記録郵便）による（持参の場合の提出期間については、土曜・日曜・祝休日を除く。）

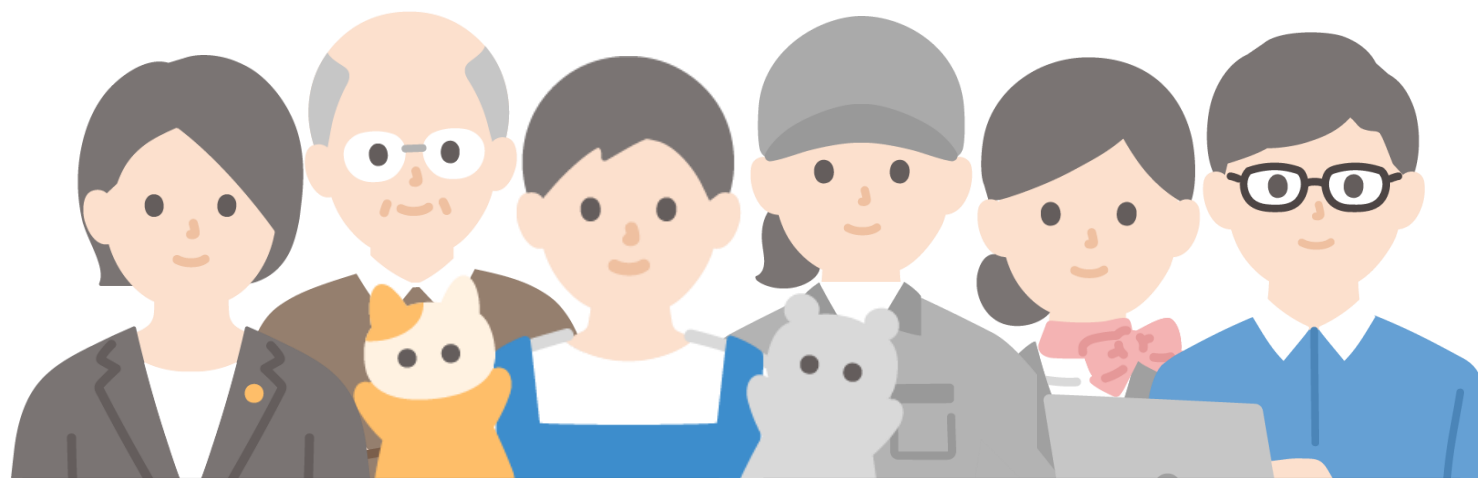
（4）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ①提出期限：令和7年7月24日（木）午後5時（必着）
- ②提出先：上記5（1）担当部課（メールアドレスは招請通知に記載する。）
- ③方法：電子メール

6. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無「有」：公園内の園路にコンパネ等を敷く養生作業等
また、当該業務に関連し、せたがや梅まつり実行委員会より、テントの追加、火器類のレンタル等について当該業務の委託契約の相手方に別途発注する可能性があることに留意すること。
- （5）関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ。
- （6）区は当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- （7）区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上（プロポーザルにおいては提案限度額）の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- （8）その他詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 177円	さ く 岩 工	4, 208円	左 官	3, 507円
普 通 作 業 員	2, 848円	トンネル特殊工	3, 804円	配 管 工	3, 039円
軽 作 業 員	1, 966円	トンネル作業員	3, 294円	は つ り 工	3, 199円
造 園 工	2, 880円	トンネル世話役	4, 304円	防 水 工	3, 836円
法 面 工	3, 549円	橋りょう特殊工	3, 698円	板 金 工	3, 634円
と び 工	3, 496円	橋りょう塗装工	3, 772円	タ イ ル 工	2, 880円
石 工	3, 485円	橋りょう世話役	4, 314円	サ ッ シ 工	3, 411円
ブ ロ ッ ク 工	3, 241円	土木一般世話役	3, 443円	屋 根 ふ き 工	3, 602円
電 工	3, 464円	高 級 船 員	4, 059円	内 装 工	3, 507円
鉄 筋 工	3, 464円	普 通 船 員	3, 273円	ガ ラ ス 工	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜 水 士	5, 302円	ダ ク ト 工	3, 145円
塗 装 工	3, 666円	潜 水 連 絡 員	3, 879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3, 932円	潜 水 送 気 員	3, 762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手（特殊）	3, 241円	山 林 砂 防 工	3, 411円	交 通 誘 導 員 A	2, 147円
運転手（一般）	2, 699円	軌 道 工	6, 099円	交 通 誘 導 員 B	1, 870円
潜 かん 工	3, 932円	型 わ く 工	3, 369円	上記以外の職種	1, 460円
潜 かん 世 話 役	4, 707円	大 工	3, 230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1, 619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。